

熊本空港事務所からのお知らせ

熊本空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域（右の図の区域）を障害物がない状態にしておく必要があり、高さ制限（進入表面・転移表面・水平表面・延長進入表面・円錐表面・外側水平表面）を設けています。
（法律：航空法第49条）

対象区域内で物件等の設置工事や工事用等クレーンの使用を行う場合は、事前に熊本空港事務所までお問い合わせいただければ、高さ制限表面を突出するか否かの確認をさせていただきます、ご回答いたします。

物件等には、TVアンテナ・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機等も該当します。
航空の安全確保を図っていくため、みなさんのご理解とご協力をお願い致します。

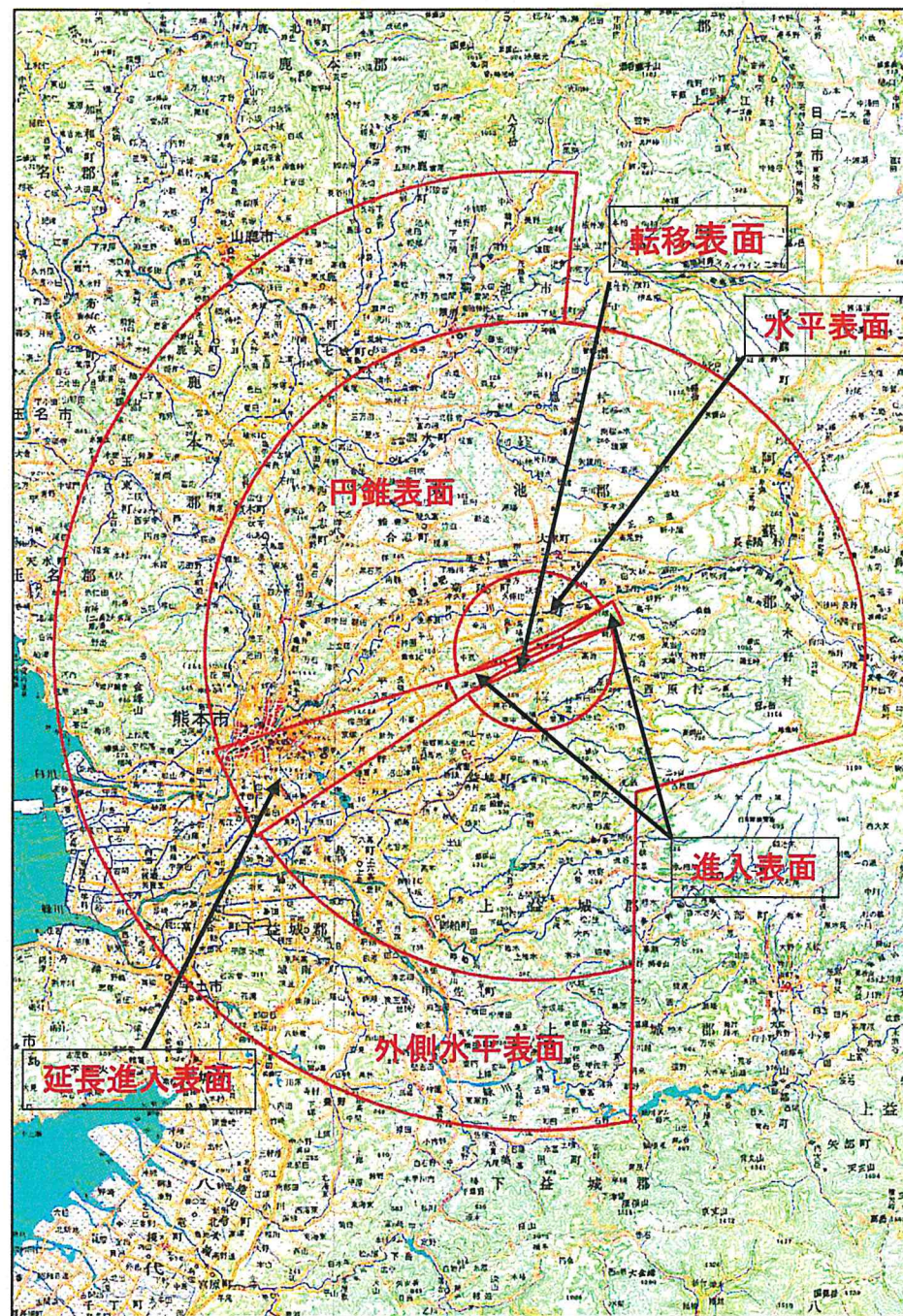
詳しくは、下記の大阪航空局 熊本空港事務所まで、どなたでもお気軽にお問い合わせ下さい。

なお、令和2年4月以降、熊本国際空港株式会社による運営が開始されるため、問い合わせ先を以下のとおり変更させていただきます。

※ お問い合わせ先（令和2年3月末まで）
国土交通省 大阪航空局 熊本空港事務所 総務課
TEL 096-232-2853
FAX 096-232-4774
電話受付時間：8時30分から17時15分まで
※土日、祝日を除く

※ お問い合わせ先（令和2年4月より）
熊本国際空港株式会社
TEL 096-232-2311
FAX 096-232-2500
電話受付時間：8時30分から17時15分まで
※土日、祝日を除く

熊本空港の制限表面区域図



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の
数値地図200000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号 平成18総復、第819号）」